

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和2年12月14日（月曜日）

厚生文教委員会

日時 令和2年12月14日（月曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 市民環境部、健康福祉部、教育部

第163号議案	「質疑・討論・採決」
第164号議案	「質疑・討論・採決」
第165号議案	「質疑・討論・採決」
第166号議案	「質疑・討論・採決」
第176号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長	中西宏彰	副委員長	齊藤竜也		
委員	鈴木長良	浅尾洋平	下江洋行	丸山隆弘	
議長	鈴木達雄				

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、教育部の課長職以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 松井哲也 書記 請井悠人

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において、本委員会に付託されました第163号議案から第166号議案まで、及び第176号議案の5議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

最初に、第163号議案 新城市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の特例に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第163号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第164号議案 新城市債権管理条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、債権管理条例の質疑をさせていただきたいんですが、簡単にどういった内容なのか伺いたいのと、あとこれまでに何かトラブルがあったのものがこういうのもつくれたのか、そういったものがあれば教えてください。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 今回の債権管理条例につきましては、実際に新城市として債権、特に滞納債権を放置しないという市の債権管理に取り組む姿勢を市民の皆様に意思表示するとともに、これをしっかり回収していこう、行く行くは自主財源である債権をしっかりと確保していくということから始まっておるものでございます。

実際、債権を行政、自治体が回収するというものはもともとそれぞれの法律、それから地方自治法、地方自治法施行令の中でこれは規定があることでございますので、それを今回債権を性質ごとにきっちりと処理手を明確にしたということ、それから実際に債権を回収するに当たって、特に滞納債権ですが、こういったものを回収するときの事務効率、これを含めまして、滞納債権、それから滞納者の情報についてはこれを共有するという、それから強制徴収債権、これについて新城市の場合は債権放棄の規定がございませんでしたので、これを設けるということ、この三つの点が主な点でございます。

今までにということであるというよりも、多くの自治体でもう債権管理条例というものは特に私債権、もしくは非強制徴収債権を規定するものとしてほとんどの市町村である条例でございますので、新城市も遅れはいたしましたけども、今回こういう形で制定するものでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今までの法律上、債権をやっていくのでということだったんだと思います。

この5年、私自身はいきなり感、唐突感があったんですけど、これまでに債権がどれだけ増えているのか、できれば10年間の滞納額とか推移というのはどんな状況だったんでしょうか。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 唐突にということなんです、財政健全化推進プラン、こちらのほうが策定されまして、その中で債権管理条例の策定が令和2年に行うと示されたものなんです、10年単位だと難しいんですが、滞納債権の視点で行きますと、平成28年当時、未収債権が6億円程度あったんですが、現在は令和元年度の時点で5億円弱になっておりますので、未収債権は大分減ってきております。

そういう中ではあるんですが、まだ依然として未収債権、それから未収債権の後の不納欠損というものが発生しておるような状況もございますので、これは納税者の公平、それから負担の公平、そういったものを含めれば、これはさらに圧縮していく必要があるということで、こういう形になったものでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 債権自体は減ってきていると。平成28年は6億円だったのが令和元年は5億円弱と減ってきているということで、減ってきているんだとしたら、別に今のままいいのではないかなと、私自身は思ったりはするんですが。

この債権が減らないとか、減ってきてはいるんですけど、こういった債権が増えていくという原因というのは何かあるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 今、お答えさせていただきましたけども、債権そのものというより未収債権は今、ふえていると言われたんですが、減っております。減っておる中で、さらにこれは圧縮していくという取組の中でこれをやっていく。

それから、債権放棄に関しても、法律上もしくは事実上、もう徴収できないようなもの、こういったもの、それをきちっと管理して処理をしていくということの手続、これは行政として当然必要なことでございますので、こ

れを規定していくというものでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 先ほど言ったように、未収債権自体は減っているんだよと。ふえていないんだということですので、私自身はそういうことだったら別にここまできっちりしなくても、各担当課がしっかり未収債権をこの間しっかり払ってくださいということをちゃんと連絡を取って、少しずつでも分納も含めてその人に合った債権返済ということをやってきてくださっている現場の御努力だと私自身は思っていますので、別にこんな一元化しなくても債権自体は減っているわけですから、そういったところを頑張っていただければいいのではないかなと思っはいるんですが。

そこら辺を踏まえて、きっちり規定をしていくというような条例なんだと思いましたが、例えば、市民の方が本当にお金で困っている市民に対して、生活困窮者に寄り添った相談だとか、あと負債を払っていくと、そういったことのほうが僕は大事だと思うんですが。

今回の管理条例に行きますと、債権の取立てを強化する、していくといったようなことが最優先課題になっているというよう懸念が私としてはあるんですが、そこら辺の認識を伺います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 今回、なぜということでしたので、改めてお答えさせていただきますと、もう一つは市として債権というのはそれぞれの所管課で管理しておるんですが、やはり所管課の基準という形で長年進んでいるというところもありますので、これをしっかりと統一的な運用基準というものが需要だということもありまして、こういった条例が必要だということでもあります。

それから、今、おっしゃっていただいたような債権の支払いに困窮するような方、本当にお金がない方だとか、会社が潰れたような

場合もありますので、そういった規定、この条例の中にきっちり入っております。

第7条、第8条、第9条というあたりは徴収の関係なんですけど、第10条から第14条、この関係はそういう徴収をしていたにもかかわらず、これも先ほどと法律上、事実上取立てが難しい、もしくはもう少し待てば取立てができる、だから今は一時停止をする。

それから、本当にない方の場合は徴収自体を停止するという形で、そういった緩和の手続が第10条から第14条にはありますので、当然徴収はする規定ではあるんですが、その中で、今、言われたような実際に払えない方に対してはこういった緩和措置もしっかり取っていくという規定が入っておりますので、そういった対応をしまいたします。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、この参考事例にした中で、船橋市とか、あとほかの事例というのは参考にしてあるんでしょうか。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 船橋市という特定の資料は参考には今回しておりません。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 今回の市の債権管理条例をつくる上で、市長からの記者会見とか、後は検討委員会をこういうふうにやっていきますとか、半年か1年ぐらい前に議会の説明だとか、あと市民への説明というのはしてここまで来ているのか伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 先ほども申し上げましたが、こちらの条例を策定していくという方針が、平成30年9月財政健全化推進プラン、これは第2次財政健全化推進計画の中で検討されて、これを公表しております。これは、議員も恐らく御承知のことだと思いますが、そうしたものの既定の路線に沿って今回策定してきたものということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私、何でこんなことを聞かかという、やっぱり債権のことで、非常に、本当にお金がなくて払えないという人もいますし、悪質な場合もあるのかもしれないですけど、やはりすごく市民にとってはナイーブな、慎重にせざるを得ない話の内容だと思いますので、やっぱり慎重を期すということは十分大事だと思うんです。

船橋市のさっきの一元化しているところ、調べてみますと、やはり半年から1年かけてこのスケジュールを市民に公表して検討委員会を開いて、翌年には市長、副市長が説明をし、議長、副議長にも説明し、記者会見をしてホームページにアップして、また意見を聞いて段取りを踏んでおります。

そういった市民の協力、理解を得ないといけないということが行政の大事なところだと思いますので、今回1回だけの公表で今回出たということで、やっぱりじっくりこういうふうに記者会見をして「こういったことをやりますよ」ということでやったほうがいいと、この庁内検討の中では話し合わなかったのかどうか伺います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 この条例は、先ほども申し上げたとおり、債権はその発生の原因によってそれぞれの適用される法律が異なります。なおかつ、地方自治法とか地方自治法施行令、そうしたものに、これは基本的にこの条例の案文もそこに規定のあることに基づいて書かれております。恐らく、船橋市もそういったところの点はほぼうちの市と変わりはないんだろうなと思われま。

その何が違うかということになりますと、今回うちでは情報共有の部分だとか、そういったところぐらいなのかなと。恐らく他市のところを見ていただきますと、情報共有とかそういったところ以外はほぼ大きく変わっていない。ただ、債権の性質別の規定については、こういった条例にはきちっとうたわなく

て、その後の規則のほうでうたうというような形で取っているところもありますので、条例の性質としては法律に基づいた規定のものをきっちりをつくっていくというものでございますので、おっしゃられるように市民の参加があるべきだということもあるかと思いますが、これはそういった手続、規定に基づく条例だということで御理解いただければと思います。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 機械的にそのように手続、法律上整理して一元化していくんだというお答えなのかなと思うんですが、やっぱり税を納める方の裏にはその人の人生だとか、人間があるわけですので、やはり機械的に法律上こうなっているからやっていくんだということというのは、やっぱりいけないと思うんです、今後コロナのこともありますし大事な市の公僕ということで市民の声を大事にするということが大事に問われている時代ですので、ホームページにアップするなり、記者会見をするなりということで説明責任が大事なんではないかなと思って、質問をしたんです。

次に進みますけど、今回この一元管理の後というのは、やはりプロの債権回収業者に委託をしていくというような流れが、ほかの市町ではあるんですが、新城市もこれが制定された以降には委託も考えての想定なのか伺いたしたいと思います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 他市の中には、そういった徴収の部分を委託するということも見られるようです。ただ、どこの市町村も、この中で行くと強制徴収債権というものがあるんですが、市税だとか地方税法の例によって差押え等ができるそうしたもの、こうしたものは自力執行権がありますのでこれはそれぞれの市で直接やっているかと思います。

いわゆる民事訴訟法手続という裁判手続にかかるもの、こうしたものを弁護士だとか認

定司法書士と言われる徴収ができる組織等に委託しているのは見受けられます。

ただ、これをやるかどうかというのは、あくまで徴収が効率的にそれが行われるかどうかということの判断があつて行われるものですので、費用対効果等も含めて考えるものということです。債権管理計画も先だつてお示しいたしましたけれども、その中でもそうした効果的である場合にはこれを検討するという書き方になっておりますので、そのような効率的であるという判断があれば検討の俎上に載せていくということです。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 回収の効率性を見て判断があればそういったプロにお任せしていくということも考えていくということで理解いたしました。

あとは、この滞納者の財産の調査とか照会というのは、非常勤職員というところもあるみたいなんです、新城市はそういった個人情報扱の扱う情報について非常勤職員が担当するということを考えているのかどうか伺います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 非常勤職員という会計年度任用職員等でも、例えば徴税吏員証を交付されているような方だとかそういった方については、情報を当然持つときもあります。

それから、それぞれ徴収債権に係る業務に携わっている皆さんというのは、当然それぞれの業務で知り得た情報というのは、個人情報保護条例だとか地方公務員法、そういったところでこれは守秘義務等ありますので、基本的には出さないということです。今、言われたような職員の皆様方が共有するということなかなか共有するものではないのかな。ただ、業務の中で必要であればする場合も出てくるのかなと思います。

ただ、今回、情報共有の規定がありますの

で、先ほどの地方公務員法だとか、それから情報公開条例、こういったものでもその他法令がある場合には共有することができるというので、滞納を行おうとするときに、必要最低限の情報については共有も可能にするというような形に今回しております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 あと、この条文等見ますと、やはり競売だとか、強制執行等で訴訟手続とか、そういった文章もありますけど、やはりこういった中で、非常に強い権限がふるえられるというものが一元化されていくという状況もあるんですが、一方で、市民からの困窮者の方々の相談とか窓口というのは、やっぱり大事にされるべきだと思うんですが、この相談窓口への一元化というのは、今、新城の中であるんでしょうか、伺います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 窓口の一元化、私の認識として個々の事例がありますので、それを1本で扱うところがあるかどうか把握はしておりませんので申し訳ないんですが、ただ、債権管理室として、市税を扱っているという中では実際に納税に困窮するような方、実際に今は確実に払えないというような方、それから事実上もうお金がないというような方、こういった方について、例えば裏に多重債務があるとか、そういうような方については法テラスとかそういったところに御紹介をする、それからまたそれぞれの困窮度によって、困窮による窓口等そういったところに御紹介するというような形、これはあくまで本人の自主的な判断になりますので、そこに行くということを強制することはできませんので、ただそういった窓口はありますよということは、当然市民の方、困っているということであればそういった御案内というのはしております。

この条例も、先ほど申し上げたように、債権を取り立てるだけではなくて緩和措置があ

ります。そういった中で、それだけでは足りない場合には今、言った法テラスとか、個々の窓口、事例ごとに御紹介するというので、広い意味では、ほかの市でもよく言われるんですけども、しっかりと債権管理をしていくということは困窮対策でもあるということですので、委員言われるような困窮者の方の一つの掘起し的手段にもなるのかなとは思っています。

○中西宏彰委員長 山本市民環境部長。

○山本光昭市民環境部長 先ほど来、柴田が説明をさせていただいているんですが、この条例ができたので強制執行ができるとか、徴収停止するとかではなくて、もともとそういう手続が地方自治法とか、いろんな法律によって規定されているものを、この債権管理条例をつくることによって整理をして、ここに出しておるということで、より手続を分かりやすくするために債権管理条例を制定しておりますので、債権管理条例がなくてもこれまでも強制執行等しておるわけですので、それをこの条例ができたから強制執行ができるとかそういうことではございませんので、これによっていわゆる交通整理をしたと、分かりやすくしたということでございます。

先ほど、相談窓口ということがありますのでそういったところで情報共有を図りながら、じゃあ水道債権があったり、ほかの債権がある、税もあるといったときに、じゃあどういった御相談をして今後その支払いができていくのかというようなことを、より法令に触れない範囲で守秘義務の中で情報共有していくための手続を第6条で言っておりますので、一本化した窓口ということではございませんが、そういった部署が今まで総合的に調整するところがなかったものですから、債権管理室というものが今回できて、そこが情報を共有しながらそういった御相談にも乗っていくということでございますので、適正な執行のための条例と御理解いただきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 私もその理解で言ってますよ。各課でこういった執行とか、判断をしてやっていたということを一歩化したということで理解をして質問はしていますのでよろしくをお願いします。

ただ、私が分からないのは、その中で各課が頑張っていたいて、顔が見える、「ああこの方がまた滞納したよね」と、「また相談に行かなくてはね」ということで、各課は対応してくれていて、今があるんだと思っています。

その中で、先ほども言ったように、債権が減っているわけですよね。前は6億円だったのは、今5億円ということで。ですから、それは現場の人たちがすごく市民と向き合っていた結果だと思うんですよ。だから、そういった中で成果が出ているという評価をまずはしておかないと、今までの努力、現場の人たちの顔が見える債権者の方の背景だとか、家族背景とか、収入を見て「月千円だったらいよいよ」とか、「またボーナスも入ったら5千円でいいよ」とか、そういう本当に御苦労があったの債権を各課頑張っていたいていたるところを思ったものから、私はその立場で評価をしたいということで質疑をしているということです。

あと、一本化した窓口が把握していないということでありますので、今回はこの債権条例の中にはそういったことは含まれていないと思いますけど、やはり債権というところはすごくナイーブなところですので、もうちょっと時間をかけたり、市民に声をかけていく、公開していくという段取りが必要ではなかったのかということで質疑をいたしましたので、誤解のないようによろしくお願いします。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 繰返しになるかも知れないんですけども、先日の滝川委員の本会議質疑の中でも整理いろいろしようと思って、能書きしたんですけども、頭の中でどうもなかなか整理しにくくて基本的なところをもう一回確認したいと思います。

この条例そのものを制定するこの意味合い、そのところもう一回基本的なところを教えてくださいということですか。

それから、この債権管理条例によりましてどんな効果が得られるのかと。これが二つ目になる。

あと、我々市民生活そのものにどんな影響があるのかなと、基本的なところであります。

それからあと、財力というか資金力のない市民に対して今回の条例によってどういうことが起こるのか、先ほど部長のほうでは「整理をして、今までの条例も含めて各法令に従ってやっているから決してそう変わらない」ようなことを言っておられましたけれども、今回の条例によってどういう影響があるのかなと。

基本的なところ、まず教えてもらいたいと思います。

以上、四つまずお願いします。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 まず最初のところの意味、そこから申し上げますと、債権管理条例、今回のいろんな手続ありますけども、その手続の部分は、先ほどもお話ししたとおり、債権それぞれ発生の原因によって適用される法律が異なります。自治法だとか、自治法施行令、そうしたものでいろいろ手続が決まっているんですが、市として今まで統一した基準、条例というものがありませんでしたので、これを統一的な運用基準として設ける。その中で、債権の性質ごと処理手続を明確にするということが一つの意味です。

それから、実際に債権、特に滞納の債権を管理していくに当たって、そういった手続を

速やかに行っていく、それから確実に行っていくという意味で、そうした滞納情報の共有というものを市の中で行えるようにする。

それから、非強制徴収債権といわれる債権なんです、公債権の中でも実際に裁判所手続で行わなければならないもの、それから私債権、こうしたものの債権放棄というものができるといって規定をすることで、債権の管理全般、これについて規定をする条例が必要だということで制定しております。

それで、これをつくってどうなるかということで、今挙げましたところでいきますと、強制徴収債権だとか、非強制徴収債権といった強制債権の区分、債権の性質ごとに明確にしたということで、職員もそうなんです、その手続が明確になるということで、債権は違う債権それぞれについて適正な処理をしていくというものになります。

それから、情報共有の関係でいきますと、先ほども言いましたが、これをもう最初に調べている債権所管課があった場合に、それをさらにまた同じ手続で別のところが同じ滞納情報を同じように調査する、また違うところでまた同じように調査するということがなくても、最初に調査したところからの情報を共有することによって速やかにそうした対応が取れるという形のものになります。

あと、実際これを運用していくということになります、これを運用した場合に、先ほど部長が申し上げたとおり、これは実際には地方自治法だとか施行令によってもう既に規定のあるものでございますので、それを改めてこちらの条例でしておりますので、これをもって大きく変わるかというものになると、これ自体では大きくは変わらない。

ただ、これを今後市としてきっちり運用していく、これをするによって、一般の納付期限内に納付していただいている方から見れば、納付資力があながた滞納を続けている方がどう映るかという、やはり「払わな

くてもいいのだろう」という形になりますので、そういった不公平というものがないように、納付資力がある方からは滞納についてはきっちり徴収をする。

それに対して、納付の資力がなくて、もう生活にも困窮するような方、それから会社等が倒産するとか、そういうような状況で払いたくても払えないという方については、同じようにこの条例の中にある緩和措置がありますので、そうしたもので支払いを一時的に停止する、もしくは免除とかいった規定もありますので、そうした中できっちりと取るべき方からしっかり徴収をさせていただく、一方で、本当に払えない方については緩和措置をしていくということで、市民の中に不公平感が出ない形の運用に、これをきっちり運用することによってなっていくのだろうと考えております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 今、答えていただいたことで基本的なところは分かりました。行財政運営を目的として制定されたんだということ、それからあと債権管理そのものの効率化、これが図られていくんだと。それからあと、公平性ですかね、公平性の担保。これも間違いなく動いておると思います。

これで、最初のほうで、今回の条例の制定を上程された理由というのは3つありますよということをおっしゃっていただきましたね。各法令で措置できるもの、それぞれ整理をしていくんだということが一つ。それから、情報共有、第6条のところに書いてありますね。それから、あともう一個、債権放棄、第15条のところですか。

債権放棄のことについて確認したいんですけども、債権放棄によって、議会との関係というんですか、議決事項にもなってくると思うんですけども、その辺のところ教えてもらいたいと思うんですよ。専決事項としてこれは、この条例を見ると市長たるものがや

はり、勝手に決めると言うてはいけないんですけれども、どういう手法を取っていくのかということ、教えていただきたいんです。お願いします。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 債権の放棄なんです、今回この中で決めているのは非強制徴収債権の放棄ということですので、改めて分けさせていただきますと、その中には法律ではなくて条例等で定めている公債権の非強制徴収公債権というもの、これは公債権ですので5年の期間が過ぎると時効の援用がなくても自動的に債権としては消滅します。

それから、もう一つ、私債権も非強制徴収債権であるんですが、こちらは時効が来たときに時効の援用をしなければ債権は消滅しないというものですので、時効に関していえば債権の非強制徴収債権なんです、今の二つの債権の間にも違いがあるんですが、時効に関して今回この規定を設けることによって、債権放棄を可能とすることができます。

それと、両方の今申し上げた二つの債権に共通するのは、時効に至るまでの間に、例えば外国に行ってしまった、それから失踪宣告がされた方、それから会社が潰れた、会社更生法が適用された、再生法が適用されたというような事実上もう徴収できないような方、この関連も時効には至っていないんですが、これも債権の放棄という問題が出てくるんですが、これについても債権放棄を条例にうたわなければ放棄ができない。

もしくは、条例に放棄規定がなかった場合には、それぞれの調定ごと、一つ一つの調定ごと、議会に上程して、この債権を消しているのかというような上程をさせていただいて、1個1個それぞれのものを上程することによってしか消せない、いわゆる今でいいますと、事実上もしくは法律上もう取ることができないのが明確なもの、こういったものを含めて議会に上程して審議していただく、い

わゆる定型的に放棄するようなものまでも議会に上げないと放棄できないというようなことがありますので、こういったものについては条例によって放棄できるようにしよう。

ただ、そういった放棄したものについては、議会に報告をしようということで報告の規定も今回第16条にしてあります。債権放棄ですので、執行部のほうで好きなようにやるのではないかと思われるかもしれませんが、決してそうではなくて、地方自治法だとか施行令の規定に基づいてそういったところも、それから各法の手続に基づいて、これについてはきっちりやっていくと。

特に、時効に関しては執行部側で放棄するわけなんです、実際それはいろいろ手を尽くして徴収したにもかかわらず、時効の期間を迎えてしまったというようなもの、これは債権放棄となる場合もあり得るのかもしれませんが、ただそこでその放棄と、実際に放棄になった評価というものはまた別のところでされるものになるのかなと思います。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 やっぱり、今の放棄の関係については、極めて慎重にやっついていかないといけないのかなと感じております。

それから、あと先日の質疑の中で、滝川委員が部長とのやり取りの中で言われていた、財政健全化推進プラン、先ほども部長からもあったんですけど、この中に、プランの体系の財政効果目標額、額のところの表の中に、徴収率向上というところで、まずこの管理計画を立てるんだよと。それから、条例を制定するんだよと。それから、新たな部署設置によって債権の一元管理を図っていくんだよと。それから、職場内研修の実施ということが書いてあります。

この中で、最後の点のこの職場内研修の実施というのが、この条例とどうも比例していないというんですか、先日の質疑なんかを聞いておりますと、要するにこれは、この条例は

交付の日から動いていくわけですね。交付の日から動いていくにもかかわらず、一方ではこの職員の職場内の研修、統一した一元化されるようなこの各意識のレベルを上げていくというところでどうも矛盾点が、今、起きているのではないかなと思っているんですけども。

このあたりについては実際、具体的にどういう状況になっているのか、研修段階、それからあとマニュアルというお話も部長、されたと思うんですけども、マニュアルのほうがもっと先行したほうがいいのではないかなと、そんな感じを私、しているんですけども、これも含めて確認したいと思います。

○中西宏彰委員長 柴田債権管理室長。

○柴田和幸債権管理室長 この債権管理条例と、せんだって御説明した債権管理計画、この時期になったんですが、令和2年度に策定するという方針がありました。

債権管理室が今年度4月に機構改革によって新しく生まれたということで、そこで計画をつくってきたんですが、当初はもう少し早い9月定例会に上程していこうということもありましたが、そのあたりは計画をもう少しきっちり作り込もうということもありまして、ずれこんできたということでございます。

ただ、そうした中で、研修等全体的な研修はこれから、この条例ができた、それから計画ができたということで本格的に進んでいくという形になるんですが、これまでの、これをつくっていく段階でも債権所管課関係には2回ほど集まっていただきまして、そういった中で実際の状況等も説明していただく一方で、債権の管理についてこういった条例、計画ができていくのできっちりやるようにという形の研修を兼ねたような会議を2回ほど開催しております。

これから、こういう形の計画と条例ができましたので、これに基づいてさらに具体的な

手続等になっていくという形にしたいと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、第164号議案の新城市債権管理条例の制定について、反対の立場で討論に参加させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、一つはこの新城市が抱える債権のものなんですが、やはりこうしたものを出していくというときに、慎重にいろんな物事を説明していくというところがまず欠けているのではないかと感じているところです。ほかの他市町では1年から2年かけて記者会見等して債権の考え方をやっているというところを踏まえますと、やはり議会や市民への説明が少なかったのであろうと思っています。

また、債権の未債権のほうでは、6億円から5億円へと減っているという中で、成果を私は各部署で上げていると考えています。ですから、こうした一元化が今すぐに必要なかということが疑問であります。各課が、生活困窮者の方の顔を見てケース・バイ・ケースで対応してきているというところを評価していきたいと思っております。

また、こうしたケースの中で、今後コロナとか、後は法人、市民も大変苦しい経済状況に置かれてると思いますので、その中でこうした一元化ということで効率的に債権を回収していくというところは、非常にトラブルになりかねないと思いますので、もう少し慎重審議が必要だと申し上げたいと思います。

また、債権という裏では、市民生活の相談機能というのをバランスよくしっかりそこを

充実させた上での債権の管理というものを考えなければならぬのではないかなど、私、思いますので、そこら辺がまだイメージ図が弱いと質疑の中でも思いましたので、そういった点等々踏まえて、今はまだ慎重にやるべきだと考えて反対討論とさせていただきます。以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木長良委員。

○鈴木長良委員 第164号議案 新城市債権管理条例の制定に、賛成の立場で討論いたします。

この条例は、本市の債権管理の適正化を図るために、市民の負担の公平の確保を目的とした条例であると認識をいたします。

先ほどの説明にありましたように、平成30年9月に新城市財政健全化推進プランとして取りまとめられたものでありまして、債権の徴収率の向上に全庁的に取り組むという方針の下、自主財源の確保と市民負担の公平性、及び受益者負担の徹底を図るということを目的として統一的な取扱いが定められていなかったというこれまでの課題に対し、債権の取扱いを明確にした上で、これからの債権管理の運用基準として条例化されるものであると理解をいたします。

よって、第164号議案 新城市債権管理条例の制定に賛成し討論といたします。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第164号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立による採決を行います。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第164号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第165号議案 新城市しんしろ福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

丸山委員。

○丸山隆弘委員 本会議質疑を聞いた範囲の中で、またお答えをお願いしたいと思います。

まず、この施設に関しての各事業所の資料を頂きました。この事業所の資料を見る範囲の中で、特に月曜日から金曜日の社会福祉協議会のデータ、利用率等々が載っておりました。逆に、土曜日や日曜日、祝日だとかこういうところに目を向けていった場合に、営業する事業所というのはどのぐらいあるのかなど疑問を持ちまして、それを補完するような社会福祉協議会の体制というものももし取ればどうなるのだろうと、勝手にそんなようなシミュレーション描きながらやっただけですけども、この土曜日や日曜日、祝日の営業というのは、現実、実態資料頂いた範囲の中でどういうふうに稼働しておるのか、どの程度稼働されておるのか、それも含めて確認したいと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 市のほうも、社会福祉協議会から頂いたこの資料で説明を受けておりました。土日のデイというのは基本的には家の方が仕事でいなくて、高齢者の介護等が日中の介護が必要なのがやはり平日がメインということで、土日については需要が少ないので困っておるという状況は考えておりませんでしたので、データとしても、すいません、持っておりません。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 再質疑ですけれども、要するに社会福祉協議会そのものの成り立ちも説

明していただいでよく理解しておるところでありますけれども、やはり今の状況を見ると、土曜日は確かに事業を展開されている事業所は半数近くあると思うんですよ。私、この資料に基づいて調べたんですけれども、日曜日がお休みというところがほとんど。それから、土曜日がお休みというのがこの表の中で約半分ぐらい。ということは、半分は営業しているということですから。

それで、土曜日がなぜ必要か、また祝日も含めて必要なかというような声が、なかなかしっかりと酌み取れないような状況になっていると思うんですけれども、この利用者さんのニーズを確認すれば、やはり土曜日、日曜日、それから祝日も含めてそれを補完していただければありがたいなと、その補完するところというところ、民間事業所の中ではなかなか現状難しいというところで、そうするとやはり社会福祉協議会の今までの事業所がそれを補完していくと。こんな仕組みができたらいいのかななんて、私は思ったものですから、その辺のところというのは、社会福祉協議会の中でも、また市でも全く話題にもならなかったということでもよろしいんでしょうかね。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 土日の話につきましては、これまでの社会福祉協議会との話合いの中では項目として上がってきませんでした。

その話よりも前の前提としまして、社会福祉協議会が実施しておるデイサービスについても、やはり民間のデイサービスが充実してきたことによって利用者の方がどんどん減ってきておる状況の中で、社会福祉協議会がそのほかの民間の事業所と競争してお客さんをどんどん呼び込むという競争も今後していくべきかどうかという話がございます、社会福祉協議会としましては、やはり充実してきた民間のほうのサービスにその辺は委ねまして、社会福祉協議会はその他地域の相談事業であるとか、そういったところに力を入れて

いきたいということで今回の決定をしたと伺っておりますので、市としましては、やはり民間のサービスが充実してきているという状況がある中ですので、その決定のとおり市としても条例を改正していこうという話になった次第でございます。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 デイサービスそのもののメリット、基本的なところで確認するんですけれども、やはり家族の介護の負担軽減というのがまず第一にありますよね。あと、いろんなデイサービスによってサービスをしていただけるものですから、やはり生きがいを見つけていくという介護者そのものの方々のデイサービスによって生きがいを見つけていくとか、そんなような働きもあるだろうし、あとデイサービスの事業所ごとにそれぞれ工夫をしていただいているいろんな取組をしていただいているという逆の楽しむ、そこで生きがいというものに、結び付く結果になると思いますけれども。

それから、もう一つは、一つ例を挙げれば、お風呂が安心して入れていただけるということで、これも本当に非常に大きなサービスだと思うんです。こういうようなメリットが幾つかあるということで、非常にデイサービス事業というのはこの地域にとってはなくてはならない施設であると。よりやはり充実させるためには、デイサービスの事業所同士が連携を持っていかないといけないし、それを補完するところがやはり市でもあるし、社会福祉協議会でもあると、そんな位置付けで考えていただければありがたいなと思うんですが。

再度確認するんですけれども、土曜日や日曜日、また休日の事業所の営業も含めて、365日間フルに市民の人たちが介護サービスを受けられるような体制というのが、やはりこれを今回の社会福祉協議会が廃止をすることによって、次の宿題テーマというんですか、

このところ、もうちょっと位置付けを、趣を置いてもらえればと思うんですが、このあたりはどうでしょうか、お考え、またそんな声がありましたらと思って確認したいと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 おっしゃるとおりかとは思いますが、実情を申し上げますと、先ほど丸山委員おっしゃったとおり、「しんしろ福祉会館の大きなお風呂がいい」という利用者の方もやはり見えるということで、そういったしんしろ福祉会館ならではの特徴のかなとは思いますが、民間のサービスで手薄なところをしんしろ福祉会館が補完できると誠にいいわけなんですけども。

実は、民間の効率的な運用であるとか工夫を凝らしたサービス等で、やはり民間の事業所を利用される利用者の方が多く、しんしろ福祉会館のお客さんは急激に減ってきておるとい状況がありまして、社会福祉協議会としましても、以前はデイサービスの収入をもって十分に運営ができておったという状況が続いておったんですけども、ここ近年になりまして、デイサービスの収入をもって運営することができない赤字の状況が続いております。

以前からデイサービスの収入があったものですから、独自に貯金のようなものがあったわけなんですけども、それもどんどん減ってきて、このようなデイサービスを廃止にしたかどうかというお話も以前からあったようなんですけども、ここへ来てこの本年度あたりで結論を出さないといよいよデイサービスを廃止する年度というのは、利用者の方にほかの事業所に移っていただきながら、最後まで営業しなければならないということで、一番赤字が大きな年になるということで、今持っておる貯金に当たる部分を充てて、何とか店じまいできるのが本年度がリミットであろうというところでの決断となっております。

そのような状況でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○中西宏彰委員長 丸山委員。

○丸山隆弘委員 分かりました。理解はしておりますので。

続いて、あと利用者の方々、これは長田議員のほうからも確か質疑であったと思うんですが、利用者さんたちの移行、要するに施設をこれで移行していくわけでありますけども、スムーズに間違いなくやっついていかれるのか、いろんな声が多分あると思いますが、3月いっぱいまでは取りあえず運用しているということですので、またその辺上手にやっついていただきたいということと。

あとデイサービスに関わっている職員の方、これも質疑の中にも出ておりましたが、現在9名の方が見えるということで雇用相談や雇用確保ということ、これは非常に重大だと思っておりますので、間違いなくこれやはりやっついていただきたいと思うし、あそこの跡地利用計画、これも含めて、また社会福祉協議会としての独自のこういうプランが描ければとも思うんですけど、サービスができればいいなと思うんですけど。その辺のところ、お考えを示してもらえればと思うんですけど。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 まず、現在お勤めの方については、個別に社会福祉協議会のほうで個人の御意向を確認しながら対応させていただいておるところと聞いております。

それから、施設の今後の利用についてなんですけども、部長から本会議で答弁させていただいたとおり、今後社会福祉協議会と市で協議して、使い道について検討していくということになっております。

ただ、浴室の部分がやはり何かに利用できないかということになってくるかと思うんですけども、社会福祉協議会の話ですと、お風呂自体、施設、それから設備のほうはかなり老朽化、不具合が多くて、お風呂として今後

も活用していくということになると、かなりやはり手を入れてということになってきますので、その辺の大きな問題になるかとは思いますが、お風呂でないものに改修していくのか、お風呂のまま使っていくのか、そういう議論も出てこようかと考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 本会議の長田議員とちょっと重なるかとは思いますが、またいま一度の整理で答えていただければと思うんですが。

今回、民間の事業所が多く参入しているということで、デイサービスのお風呂をやめていくということですが、今、市内の高齢者はふえているということもあるんですが、これをやめてちゃんと利用できる方というのは、この需要と供給のバランスは大丈夫なのか、本当に今回なくしても大丈夫ですよということなのか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 こちらにつきましては、以前厚生文教委員会に資料提出だけでしたが、市内のデイサービスの利用状況ということで表を示させていただきました。

その中で、新城の現在のデイサービス、地域密着型デイサービスとデイサービスありますけども、今のところ全体の利用率が市全体84.5%で、新城の福祉会館でデイサービスをやめるとその分定員が減るということで、そう仮定した場合のデイサービスの利用率が89.3%と試算しております。

ですので、現在の利用者よりも1割程度の利用増があっても利用がいただけるという状況だと考えております。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 60ページの資料の中で、説明も頂いて理解をいたしました。

やっぱり、ちょっと素人考えなのかもしれないですけど、しんしろ福祉会館のデイサー

ビスを抜く状況で考えると、ぎりぎりいっぱいという稼働率が結構ぎりぎりで行っているのかなと感じてはおりますけど。

ただ、今後のことなんですけど、今はこういった形でバランスが取れた状況でいいのかなとは思いますが。ただ、長田議員もおっしゃってましたけど、もしもコロナの状況で収入も、ただでさえ介護分野というのは収入も減っているものですから、廃業されるデイサービスさんとか、民間の事業所さんが今後もしも増えた場合、このバランスが崩れる場合は、社会福祉協議会としても今後の対応、また復活させるとか、また違う、市が直営でやらざるを得ないとかそういった選択肢も、そういった事態になった場合は考える用意はあるというような対応でいいのか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 大橋福祉課長。

○大橋健二福祉課長 デイサービスの事業所がもし減ってきたら利用者が利用できないという状況ということですが、これに関してはサービスの供給体制が弱い場合、しんしろ福祉会館のような公共的なところでサービスを考えるというのも一つの手だとは思いますが。

やはりデイサービス、今回民間のデイサービスの受入れ体制ができてきたことを理由に、しんしろ福祉会館が撤退するということを考えますと、基本的には民間のサービス事業所が事業を継続できるように支援をするということも一つ考えかなと思いますので、そういった状況になったときには市が直営でやるのか、民間を支援するのか、そういった議論になってこようかと思っております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第165号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第166号議案 新城市国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第166号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第176号議案 新城地域文化広場の指定管理者の指定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第176号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもちまして、厚生文教委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後2時43分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

厚生文教委員会委員長 中西宏彰